

# 海南自由貿易港における税制優遇措置の チャンス(2)

2020年10月  
第28号

## 概要

2020年6月1日、国務院が「海南自由貿易港建設全体案」(以下「全体案」と略称する)を公布し、これを受けて財政部が「海南自由貿易港ハイエンド人材及び不足人材個人所得税政策に関する通知」(財税[2020]32号、以下「32号通達」と略称する)を公布しました。32号通達では、「全体案」にて提起された「海南自由貿易港で就業するハイエンド人材及び不足人材の個人所得税実際税負担が15%を超える部分について、課税を免除する」という提言に呼応して、個人所得税優遇措置を規定していますが、「ハイエンド人材及び不足人材」の具体的な判定基準については明確化していませんでした<sup>1</sup>。海南省人民政府は8月28日に「海南自由貿易港における個人所得税優遇政策を享受するハイエンド人材及び不足人材管理暫定施行弁法」(琼府[2020]41号、以下「暫定施行弁法」と略称する)を公布し、個人所得税率を15%とする優遇政策を享受するための条件や適格人材の定義、施行開始時期等についてより細かい規定を明確にしました。

本稿では、「暫定施行弁法」の主な内容をまとめ、私どもの分析と見解をご紹介します。

## 詳細

32号通達によると、優遇政策の対象となる所得には、海南自由貿易港を源泉とする総合所得(賃金給与、役務報酬、原稿料、特許権使用料という四項目の所得が含まれる)、並びに経営所得及び海南省の認定を受けた人材手当に相当する所得が含まれます。

「暫定施行弁法」では、海南自由貿易港において個人所得税率を15%とする優遇措置を享受するハイエンド人材及び不足人材は、必ず以下の基本条件を満たさなければならないと規定しています：

- 国内人材：一納税年度において海南自由貿易港において基本養老保険料等、社会保険料を連続して6ヶ月以上納付し(本年度12月当月を必ず含むこと)、かつ期間が1年以上の労働契約又は雇用契約を、海南自由貿易港において登記され、実質的な経営を行っている企業又は単位と締結している等、労働関係を証明する資料を有していること。
- 社会保険料を納付できない国外人材：海南自由貿易港において登記され、実質的な経営を行っている企業又は単位と締結した、期間が1年以上の労働契約又は雇用契約等、労働関係を証明する資料を有していること。

以上の基本条件を満たす納税者は、ハイエンド人材条件の適用若しくは不足人材条件の適用を選択しなければなりません:

- ハイエンド人材: 海南省の各級人材管理部門が認定する人材、又は一納税年度において海南自由貿易港における所得が 30 万元以上の人材<sup>2</sup>。
- 不足人材: 海南自由貿易港産業不足人材目録に該当する人材。「暫定施行弁法」の付録にて、海南自由貿易港産業不足人材需要目録(2020 年版)が記載されており、合計 18 種類の人材が規定されている。

「暫定施行弁法」では、優遇政策を享受するハイエンド人材及び不足人材をリスト化して管理しており、海南省人材管理部門がハイエンド人材及び不足人材リストを定期的に海南省税務部門に提出しています。各人材リストに該当する納税者は、海南省において個人所得税年度確定申告を実施する際に、個人所得税率を 15%とする優遇政策を享受することができます。優遇政策の施行期間は 2020 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までです。

## 要点

理論上、条件を満たすハイエンド人材及び不足人材の総合所得にかかる個人所得税の実際税負担が 15%を超える場合に、はじめて優遇政策の利点を享受することができます。換言すると、当該政策の利点を活かすためには、総合所得を取得する個人は、その年度課税所得額が 319,200 元を超える必要があります。個人が享受できる所得控除(例えば、専項控除、専項付加控除等)の具体的な金額は異なり、個人所得税軽減税率 15%の優遇を享受できる所得の下限額にも差異が存在します。我々は以下の簡便な計算方法により、異なる状況下において個人が享受できる 15%の軽減税率の優遇に関する理論上の所得の下限額を試算しました。実際のケースでは、下限額は、個人の給与構成、専項控除、専項付加控除の適用等の要因により、調整される可能性があります。

	状況 1	状況 2
毎月賃金給与	34,583.33	39,166.67
年度賃金給与	415,000	470,000
基礎控除額	60,000	60,000
専項控除	35,800	35,800
専項付加控除	0	55,000
課税所得額	319,200	319,200
納付すべき個人所得税	47,880	47,880
実効税率	15%	15%

注:

1. 本例では、適格性を有する個人が賃金給与所得のみを得ているものと仮定します。
2. 専項控除費用及び専項付加控除費用は仮定の金額であり、実際のケースでは具体的な金額が多少異なる場合があります。
3. 本例は理論的な解説のみにとどまり、実際のケースで適用できる具体的な計算結果を示すものではありません。

「暫定施行弁法」は、海南自由貿易港における個人所得税優遇政策を実施する上での重要な「パズルのピース」であり、ハイエンド人材及び不足人材の具体的な判定基準を明確にしており、32号通達の内容を補足しています。よって、当該弁法は、海南島が世界的な高度人材を招致し、自由貿易港としての海南島発展の基礎を築いたと言えます。

海南自由貿易港における個人所得税優遇政策の重点の一つは、当該優遇措置が人材の居住者ステータスに関わりなく、政策の適用には外国籍者も含まれると同時に、適格な国内人材も含まれるため、政策の恩恵がより広範囲にわたって享受される点です。そのため、海南自由貿易港にて既に拠点を有する企業及び自由貿易港で就業し、且つ条件を満たす人材にとってみれば一大的な朗報であると言えます。一方で、目下、海南自由貿易港に拠点を設けていないが、将来的に自由貿易港にて経営し、人材を配置することを予定している企業にとっては、海南自由貿易港の個人所得税優遇政策は高度人材の獲得及び維持、並びに給与面の競争力引き上げ等の面から大きな可能性をもたらすものと考えられます。

目下、海南自由貿易港以外でも、いくつかの地区/都市が個人所得税優遇政策を既に実施している又は試行段階にあります(例: 粵港澳大湾区(グレーターベイエリア)では、個人所得税財政補助及び具体的実施弁法が既に整備されており、2019年度の大湾区個人所得税財政補助の申請が滞りなく実施され、その受理は完了しています)。そのため、企業にとって、各地区/都市の個人所得税優遇等各種政策を理解するとともに、現地のビジネス環境や企業の成長ニーズ及び人材戦略等を総合的に加味し、人材の配置を合理的にアレンジすることが肝要です。

2020年度は海南自由貿易港個人所得税優遇政策施行の初年度であり、実務において以下のような問題に留意が必要です:

- 目下、海南自由貿易港にて拠点を設けていないが、自由貿易港にて今後拠点を構えることを計画する企業にとって、企業は自らの経営方式、成長計画、雇用アレンジメント、国内人材派遣方針等、多方面の要因を考慮して、全面的な分析と評価を行い、企業の現状の事業展開案及び人材配置アレンジメントとの整合性を確保する必要がある。
- 「暫定施行弁法」にて言及されている、企業による海南自由貿易港における登記及び実質的経営を必須とする条件について、企業の海南自由貿易港における実質的な経営の定義と証明に際して、「国家税務総局海南省税務局公告[2020]4号」で規定する企業所得税関連の調査用資料<sup>3</sup>の保管要件を参考すべきか否か、また企業が保有すべき最低資産価額及び従業員数等の要求を満たすべきか否かについて、今後ともさらなる明確化が求められる。
- 企業が海南自由貿易港に派遣を検討しているハイエンド人材及び不足人材について、その雇用労働関係が移転することに伴い発生する社会保険の移動に関して、実務上はどのような要求があるのか、また労働関係の移転又はその後の海南自由貿易港での任期終了後に別の地域で納付する社会保険料はどのように引き継ぐのか、さらには将来的に享受可能な社会保険福利はどのように計算するか等、上記の問題への留意と総合的な検討が必要となる。

### 企業がとるべき次のアクション

政策利点の最大限の享受及び人材配置の適正性確保の観点から、企業の経営者におかれては、以下のアレンジメントについて十分に検討することをご提案致します:

- 海南自由貿易港個人所得税優遇政策の内容に鑑み、企業内部の雇用形式、派遣アレンジメント、給与福利等方針(税負担公平政策)の整理・見直しを行い、関連する社内方針を調整し、個人所得税優遇政策を最大限に利用できるかを評価する。

- 既存の従業員の条件、雇用及び社会保険料納付アレンジメント等を全面的に分析し、潜在的な適格従業員を特定し、従業員とのコミュニケーション及び申請作業をタイムリーに実施できるようにする。
- 目下、政策条件を全て満たしていない従業員について、企業は存在し得る最適化案をさらに分析し、関連する従業員が適切に政策要求を満たせるようにする。

我々PwCは海南自由貿易港のその他の税務優遇政策の動向を引き続き注視し、政策の詳細と我々の見解を今後も適時にご紹介してまいります。

---

## 注釈

---

1. 32号通達に関する分析は、以下を参照：[中国税務ニュースフラッシュ 2020年第20号](#)。
2. 海南省は経済社会发展状況に基づき、動的調整を実施している。
3. 「国家税務総局海南省税務局公告[2020]4号」に関する分析は、以下を参照：[中国税務ニュースフラッシュ 2020年第20号](#)。

---

## お問い合わせ

---

本稿の詳細及びお問い合わせについては、下記の担当者までお気軽にお問い合わせください:

### PwC 税務及びビジネスコンサルティングチーム

李尚義  
中国南部及び香港地区税務主管パートナー  
—  
+86 (755) 8261 8899  
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏  
中国南部税務主管パートナー  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凱  
税務及びビジネスコンサルティングパートナー  
+86 (755) 8261 8820  
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

李維政  
税関及び国際貿易サービスパートナー  
+86 (755) 8261 8218  
derek.wc.lee@cn.pwc.com

湯蘊賢  
間接税サービスパートナー  
+86 (755) 8261 8273  
winnie.tang@cn.pwc.com

### 普華永道諮詢服務(海南)有限公司

蔡曉穎  
董事  
+86 (21) 2323 3698  
amy.cai@cn.pwc.com

孟江峰  
總經理  
+86 (898) 6860 8860  
frederick.mang@cn.pwc.com

### PwC 個人所得税サービスチーム

林燦榮  
+852 2289 5528  
+86 (20) 3819 6308  
louis.cs.lam@hk.pwc.com

許惠君  
+86(20)3819 2866  
monica.hj.xu@cn.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2020 年 10 月 16 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍  
+86 (10) 6533 3028  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2020 年 PwC 著作権所有。PwC の許可無く配布することを禁じます。PwC とは PwC ネットワークの中国メンバファームを指し、場合によっては PwC ネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)  
各メンバファームは独立した別個の法人であり、その他メンバファームの作為又は不作為について責任を負いません。

# 细读海南自由贸易港创新税收制度找商机 (续二)

二零二零年十月  
第二十八期

## 摘要

2020年6月1日国务院公布《海南自由贸易港建设总体方案》(以下简称“《方案》”),财政部积极响应并发布了《关于海南自由贸易港高端紧缺人才个人所得税政策的通知》(财税[2020]32号,以下简称“32号文”)。32号文落实了《方案》中提出“对在海南自由贸易港工作的高端人才和紧缺人才,其个人所得税实际税负超过15%的部分,予以免征”的个人所得税优惠,但并未对“高端人才和紧缺人才”具体的判定标准做出规定<sup>1</sup>。海南省人民政府于8月28日发布《海南自由贸易港享受个人所得税优惠政策高端紧缺人才管理暂行办法》(琼府[2020]41号,以下简称“暂行办法”),就15%个人所得税优惠政策的享受条件、人才范围界定、执行起始时间等问题做了更加细化的规定。

在本期的《中国税务/商务新知》中,我们会介绍《暂行办法》的主要内容,并分享我们的观察。

## 详细内容

根据32号文,享受优惠政策的所得包括来源于海南自贸港的综合所得(包括工资薪金、劳务报酬、稿酬、特许权使用费四项所得)、经营所得以及经海南省认定的人才补贴性所得。

《暂行办法》规定在海南自贸港享受15%个人所得税优惠政策的高端人才和紧缺人才必须满足以下基本条件:

- 境内人才:一个纳税年度内在海南自由贸易港连续缴纳基本养老保险等社会保险6个月以上(须包含本年度12月当月),且与在海南自由贸易港注册并实质性运营的企业或单位签订1年以上的劳动合同或聘用协议等劳动关系证明材料。
- 无法缴纳社保的境外人才:提供与在海南自由贸易港注册并实质性运营的企业或单位签订的1年以上劳动合同或聘用协议等劳动关系证明材料。

符合以上基本条件的纳税人需选择适用高端人才条件或者紧缺人才条件:

- 高端人才:属于海南省各级人才管理部门所认定的人才,或者一个纳税年度内在海南自由贸易港收入达到30万元人民币以上<sup>2</sup>。

- 紧缺人才：符合海南自由贸易港行业紧缺人才目录。《暂行办法》附件提供了海南自由贸易港行业紧缺人才需求目录(2020年版)，共计18类人才。

《暂行办法》对享受优惠政策的高端人才和紧缺人才实行清单管理，海南省人才管理部门定期会将高端人才和紧缺人才名单提交给海南省税务部门。人才名单上的纳税人可在海南省办理个人所得税年度汇算清缴时享受15%个人所得税优惠政策。优惠政策执行期为2020年1月1日至2024年12月31日。

## 注意要点

理论上，符合条件的高端人才和紧缺人才的综合所得的个人所得税实际税负必须要超过15%，才能实际享受优惠政策的红利，也即是说取得综合所得的个人的年度应纳税所得额要超过319,200。视乎个人可享有的税前扣除（如专项扣除、专项附加扣除等）具体金额不同，其可享受15%个人所得税优惠的收入临界值也会存在差异，我们在以下提供了简单的计算示例，以说明不同情况下个人可享受15%个人所得税优惠理论上的收入临界值，实际案例中临界值可能因个人薪资构成、适用专项扣除、专项附加扣除等因素而有所调整。

	情况 1	情况 2
每月工资薪金	34,583.33	39,166.67
年度工资薪金	415,000	470,000
扣除起征额	60,000	60,000
专项扣除	35,800	35,800
专项附加扣除	0	55,000
应纳税所得额	319,200	319,200
应纳个人所得税	47,880	47,880
实际税率	15%	15%

注：

1. 本示例假设合格人士只取得工资薪金收入。
2. 专项扣除费用和专项附加扣除费用仅为假设金额，实际情况中具体金额可能有所不同。
3. 本示例只做理论说明，不代表实际操作中的具体计算。

《暂行办法》是海南自由贸易港个人所得税优惠政策落地的重要“拼图”，明确了高端人才和紧缺人才具体的判定标准，对32号文进行了补充，为海南吸引全球英才参与海南自由贸易建设夯实了基础。



海南自由贸易港个人所得税优惠政策的亮点之一是该个税优惠并未对人才的居民身份设置条件，政策的适用不仅包括境外人士，还包括合格的境内人才，从而使得政策惠及面更广，对已在海南自由贸易港设址的企业及已在自贸港工作的符合条件的人才来说是一大喜讯。而对于目前尚未在海南自由贸易港设址、但计划未来在自贸港运营及配置人才的企业而言，海南自由贸易港个税优惠政策也为其吸引及保留高素质人才、提高薪酬竞争力提供了更多可能性。

目前，除海南自由贸易港外，还有不少地区/城市亦已经实施或正在研究实施个人所得税优惠政策（例如：粤港澳大湾区个人所得税财政补贴及具体实施办法已明确，而 2019 年度大湾区个税财政补贴申请也已完成）。因此，企业可结合各地区/城市的个人所得税优惠等税收政策，综合衡量当地营商环境、企业自身业务发展需求及人才政策等因素，合理进行空间布局及人才调配。

2020 年度作为海南自由贸易港个人所得税优惠政策实施的第一年，实操中可能会出现一些问题值得关注，例如：

- 对于目前尚未在海南自由贸易港设址而又计划在自贸港布局的企业而言，企业需要结合自身业务经营模式、发展规划、雇佣安排、境内人才派遣策略等多方面因素进行全方位分析和评估，以制定切合企业自身情况的业务布局方案及人才调配安排；
- 就《暂行办法》中提及企业需在海南自由贸易港注册并实质性运营的条件，在界定和证明企业在海南自贸港存在实质性运营时，是否应参考《国家税务总局海南省税务局公告[2020]4 号》规定的企业所得税相关的留存备查资料<sup>3</sup>，是否对企业有最低的资产、从业人员等要求，仍需后续明确；
- 而就企业计划派往海南自由贸易港任职的高端人才和紧缺人才而言，因其雇佣劳动关系迁移衍生的社保转移在实操上有何要求，劳动关系迁移或后续结束在海南自由贸易港任职后在异地缴纳的社保应如何衔接，未来可享受的社保福利又应如何计算，上述问题亦需关注和综合考虑。

## 下一步行动方向

从享受利好政策以及配置人才出发，企业可充分考虑以下安排：

- 结合海南自由贸易港个税优惠政策，对企业内部雇佣形式、任职安排、薪酬福利等政策（如税收平衡政策）进行梳理和回顾，评估是否需要对相关内部政策进行调整以适配个税优惠政策。
- 结合现有员工的条件、雇佣及社保缴纳安排等情况进行全面分析，筛选出潜在的合格员工，以便尽早启动员工沟通和后续申请工作；
- 对于目前有未能满足全部政策条件的员工，企业可进一步分析可能存在的优化方案，以使相关员工可更好地适配政策要求；

普华永道团队将持续关注海南自贸港的其他税收政策的出台，并及时与您分享政策落实细节与我们的观察。

---

## 注释

1. 有关 32 号文的分析，请见 2020 年第二十期《中国税务/商务新知》。
2. 海南省根据经济社会发展状况实施动态调整。
3. 有关《国家税务总局海南省税务局公告[2020]4 号》的分析，请见 2020 年第二十期《中国税务/商务新知》。

---

## 与我们谈谈

---

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系:

### 普华永道税务及商务咨询团队

李尚义  
中国南部及香港地区税务主管合伙人  
+86 (755) 8261 8899  
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏  
中国南部税务主管合伙人  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凯  
税务及商务咨询合伙人  
+86 (755) 8261 8820  
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

李维政  
海关及国际贸易服务合伙人  
+86 (755) 8261 8218  
derek.wc.lee@cn.pwc.com

汤蕴贤  
间接税服务合伙人  
+86 (755) 8261 8273  
winnie.tang@cn.pwc.com

### 普华永道咨询服务(海南)有限公司

蔡晓颖  
董事  
+86 (21) 2323 3698  
amy.cai@cn.pwc.com

孟江峰  
总经理  
+86 (898) 6860 8860  
frederick.mang@cn.pwc.com

### 普华永道个人所得税服务团队

林灿燊  
+852 2289 5528  
+86 (20) 3819 6308  
louis.cs.lam@hk.pwc.com

许惠君  
+86(20)3819 2866  
monica.hj.xu@cn.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2020 年 10 月 16 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。普华永道中国税收政策服务是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙  
电话: +86 (10) 6533 3103  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2020 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。